

週報

国際ロータリー・テーマ

夢をかたちに



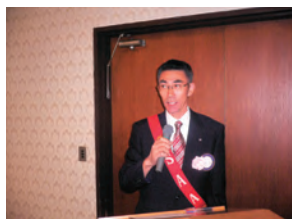
Vol.42 第2046回例会

2008.10.2

今年度会長テーマ

(あい)に感謝 そして 実践しよう
ロータリーの志魂(こころ)

■司会：
細瀬例会運営委員



■点鐘：町田会長

■国歌：「君が代」
合唱：ロータリーソング
「奉仕の理想」



◆ソングリーダー：
熊木会員

■お客様紹介：
五十嵐パスト会長



◆ゲスト：津久井RC
山本芳昭様



◆ゲスト：交換留学生
川野辺麻莉様

会長報告

町田会長



八坂神社(武蔵野牛頭天王)について

- ◆神 様 素戔鳴尊(すさのおのみこと)
- ◆社 殿 本殿・覆殿・幣殿・拝殿
- ◆神社内の建物 額殿・手水舎
- ◆神社のお宝 額一面(祇園社)・額一面(武蔵野牛頭天王)・大獅子頭一對

◆歴史

関係の深かった近くの正福寺というお寺が今から300年以上前の江戸時代中ごろに火事になってしまい、お寺にあった八坂神社の記録も燃えてしまい、八坂神社がいつ建てられたかなどもわからなくなっていました。

おまつりされている素戔鳴尊は、その時は「牛頭天王(ごずてんのう)」ともいわれ、お寺の守り神とされていたので、正福寺を守る神さまとして神社が建てられたとすれば、正福寺が建てられた鎌倉時代の700年前よりあとだと思われます。江戸時代中ごろの村のことを書いた古い本には、村を守ってくださる神さまとしてこの神社のことが書かれています。

江戸時代の終わりころには「天王宮」と呼ばれていたようですが、明治2年に「八坂神社」と名前をかえました。

昭和39年に拝殿と幣殿をきれいにし、昭和47に鉄筋コンクリートつくりの社務所ができました。今のおやしろは平成元年に新しく完成したものです。

■例会日／毎週木曜日 12:30～13:30

■例会場／八坂神社 社務所
〒189-0013 東京都東村山市栄町3-35-1

■クラブ管理委員会／高橋 眞 田中 重義

■事務所／〒189-0013
東京都東村山市栄町3-5-1ハイツむさしの101
TEL 042-393-7500

また、大正の頃から近くに住む若い人たちに伝わっている神社の音楽の雅楽と踊りの「浦安の舞」は、勉強会をずっと続けています。年に数回のお祭りには必ず神さまに見ていただいています。「浦安の舞」は東村山市の市無形民俗文化財の指定をうけました。

■幹事報告

相羽幹事

■武蔵村山RC：
第3回多摩分区連絡会の案内の受理
2008年10月22日(水)
16:00～
於 武蔵村山RC例会場
(懇親会 金寿司にて)



■R財団委員会：
地区ロータリー財団委員会開催の案内の受理
2008年10月24日(金) 13:30～16:30
於 ガバナー事務所

■ガバナー事務所：
・第40回ローターアクト年次大会の資料の受理
2008年11月2日(日) 於 浦添市てだこホール
未提唱クラブ 協賛金¥10,000の協力願ひ
(当クラブ：野澤会員、野村会員 2名登録)

・「R I 長期計画と地区やクラブの取り組み」発表にあたりアンケート協力をお願いについて

■例会変更：
東京福生RC 10月22日(水)→夜間例会
東京福生中央RC 11月5日(水)→多摩分区IM

■回覧：
「友」インターネット速報 No.352

■出席報告

石山例会運営委員



在籍会員数	出席	免除	欠席	出席率
42	38	1	3	92.31

■前々回メイクアップ修正後前々会欠席：2名

■前々回出席率メイクアップ修正後：95.00%

■前々会メイクアップ者：
石山会員：武蔵府中RC
木下会員：地区委員会
北久保会員：新所沢RC
熊木会員：新所沢RC
目時会員：地区会議

■ニコニコBOX

野村クラブ管理委員



◆皆出席：
北久保会員(11回目)
漆原会員(9回目)
野村会員(6回目)

◆ご結婚祝月：
目時会員、町田会員
細川会員、恵面会員
熊木会員、肥沼会員



◆会員誕生月：
樺澤会員、相羽会員
野村会員、吉川会員

◆令夫人誕生祝月：
目時会員、熊木会員
野崎(一)会員

- ◆当麻会員：本日のスピーチを勤めます。自分の訓練のつもりで一生涯懸命つとめます。
- ◆恵面会員：30日の東大和RCでの目時がガバナー補佐の夢のある卓話をお聞きし、感動しました。ありがとうございます。
- ◆飯田会員：11/6のIMで発表します。不慣れな点等々あると思いますが温かく見守ってください。あがらないように頑張ります。
- ◆漆原会員：素敵なお花、ありがとうございます。
- ◆山本様：お世話になります。
- ◆例会運営委員会：
会長・幹事さんいつもお世話になります。設営の手伝いありがとう。

本日のニコニコ合計： 58,000円
累計： 598,614円

■委員長報告

■當麻職業奉仕委員長



1. 新入会員の小冊子「職業奉仕の心」を作りました。前にお渡しした職業奉仕の心の後ろに挟んでおいて下さい。
2. 9月29日、地区職業奉仕セミナーに私と杵山副会長で参加しました。2680地区尼崎西の田中つよしパストガバナーの講演に非常に感銘を受けました。卓話の中でお話します。
3. 9月25日、地区情報委員会が開かれました。50名にお集まり頂き、ロータリー関わり方議論を行ないました。後日まとめてクラブにフィードバックします。

■漆原社会奉仕委員長



11月8日、9日に市の産業祭が開かれます。東村山ロータリークラブでは玉葱とごぼうの販売をします。皆様のご協力よろしくお願ひいたします。

■卓話

■卓話者紹介：中丸プログラム委員長



■卓話者：當麻職業奉仕委員長



職業奉仕月間に因んで 「決議23-34」への熱き思いの解説

決議 23-34

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理想の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリークラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であることを認め、これを採用するものである。

1 ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕-「超我の奉仕」-の哲学であり、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践倫理の原理に基づくものである。

2 本来ロータリークラブは、事業および専門職務に携わる人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次のことを実行することを目指している人々の集りである。

- (1) 奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと。
- (2) 自分たちのあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと。
- (3) 各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと。
- (4) 個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実際例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人々すべてが、理論的にも実践的にも、これを受け入れるように励ますこと。

3 国際ロータリーは次の目的のために存在する団体である。

- (1) ロータリーの奉仕の理想の擁護、育成および全世界への普及。
- (2) ロータリークラブの設立、激励、援助および運営の管理。
- (3) 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、国際ロータリー定款に掲げられているロータリーの綱領の趣旨にかなない、これを乱す恐れのない社会奉仕活動によってのみ、その標準化を図ること。

4 奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことを言うのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリークラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。そこで、ロータリークラブの団体的行動は次のような条件の下に行うよう勧められている。いずれのロータリークラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それもあるべく毎年度異なっていて、できればその年度内に完了できるようなものを、後援するようにすることが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ全員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする。

5 各ロータリークラブはクラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについては絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの綱領を無視したり、ロータリークラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そして国際ロータリーは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、しかし、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。

6 個々のロータリークラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。

- (1) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリークラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、ほかに地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリークラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活躍すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金や仕事のうえでその分を果たすべきである。
- (2) 一般的に言って、ロータリークラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。

- (3) ロータリークラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータリーの影響力を拡大する一つの方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。
- (4) ロータリークラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。
- (5) ロータリークラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。ロータリークラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活かすことのほうが望ましい。
- (6) ロータリークラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリークラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられる他のすべての団体の協力を得るよう努力すべきであり、そして、当然ロータリークラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。
- (7) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンが個々の力を動員するものほうがロータリーの精神によりかなっているといえる。それは、ロータリークラブでの社会奉仕活動は、ロータリークラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである。
(23-34,26-6,36-15,51-9,66-49)

■点鐘：町田会長